

令和6年度

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 保土ヶ谷区地域振興課 生涯学習支援係	ふりがな くまくら さおり 担当者名 熊倉 早央莉 電話 334-6305
----------	-----------	-----	-------------------------------	---

設 計 書

- 1 委 託 名 初音が丘地区センター和室天井改修修繕
- 2 履 行 場 所 初音が丘地区センター（横浜市保土ヶ谷区藤塚町 15-1）
- 3 履 行 期 間 期間 契約締結日から令和7年3月31日 まで
又 は 期 限 期限 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 （ 月 日 時 分 場所 ）
- 7 委 託 概 要 初音が丘地区センターの和室の天井修繕を行う。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)

委 託 代 金 額

内 訳 業 務 価 格

.....
消費税及び地方消費税相当額
.....

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
初音が丘地区センター和室修繕委託						
1. 解体撤去工事						
既設畳移動 シート養生 (復旧含む)		1	式			
既設畳床 縁側 シート養生		1	式			
廊下 搬出毎 シート養生		1	式			
既設天井 イナゴ天井部 木部竿縁		1	式			
既設天井 目透し天井部分 張り物 木下地		37.2	m2			
既設天井 間接照明 絶縁含む		1	式			
場内集積		37.2	m2			
消耗品		1	式			
産廃搬出		1	式			
2. 内装下地工事						
天井軽量鉄骨下地 JIS19 @303		37.2	m2			
空調部開口補強		1	式			
石膏ボード準不燃 t 9.5		37.2	m2			
後施工アンカー		1	式			
3. 内装下地工事						
木目クロス張り 1000 番台クロス		37.2	m2			
4. 電気工事						
LED ベースライト W230 × L2438 × H53		4	式			
器具取付 施工費 ボルト吊り 既設配線利用		1	式			

5. 防災設備工事							
火災感知器取り外し再取付		1	式				
試験調整費		1	式				
雑材及び消耗品費		1	式				
6. 機械警備設備工事							
機械警備機器取り外し再取付		1	式				
7. 共通仮設費		1	式				
8. 現場管理費		1	式				
9. 一般管理費		1	式				
合 計 (税抜)							
消費税相当額							
合 計 (税込)							

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

特記仕様書

1 事業名称

初音が丘地区センター和室天井改修修繕

2 履行期限

令和7年3月31日

3 履行場所

初音が丘地区センター（横浜市保土ヶ谷区藤塚町 15-1）

4 履行内容

(1) 解体撤去作業

- ・既存の畳を移動し、天井（和室1、和室2、和室縁側）全体（（照明ボックスを含め天井板、野縁、野縁受棧等の下地材等）を撤去すること。廊下や畳床はシート養生し、汚れないようにすること。状況及び指示は「別紙2 写真資料」を参照すること。
- ・本業務で発生した残土、廃材等は、適法に処分すること。

(2) 照明器具の交換及び吊り作業

- ・和室1、和室2については、LED直付けベースライト4基（「別紙1 状況図」の黄色の大型照明）を既存の大型照明と交換し、設置すること。
- ・和室縁側部分は、野縁（裏棧）が分断されているため、添え板補強などを行い、照明器具による天井の撓みを補修すること。なお、縁側部分については、既存の照明器具を再利用すること。
- ・照明は躯体から直接吊る形で設置すること。

(3) 天井張替え作業

- ・天井（和室1、和室2、和室縁側）を貼り直すこと。（「別紙1 状況図」の赤範囲）
- ・天井材は和室の景観を損なわないような色・材質にすること。

(4) その他工事において必要な事項

- ・和室1、和室2、縁側部分の天井に設置されている消防設備（熱感知器、煙感知器等）については、消防設備事業者により取り外しと取付けを行うこと。
- ・和室1、和室2、縁側部分の天井に設置されている機械警備装置（センサー）についても、上記同様に初音が丘地区センターの機械警備会社により取り外しと取付けを行うこと。

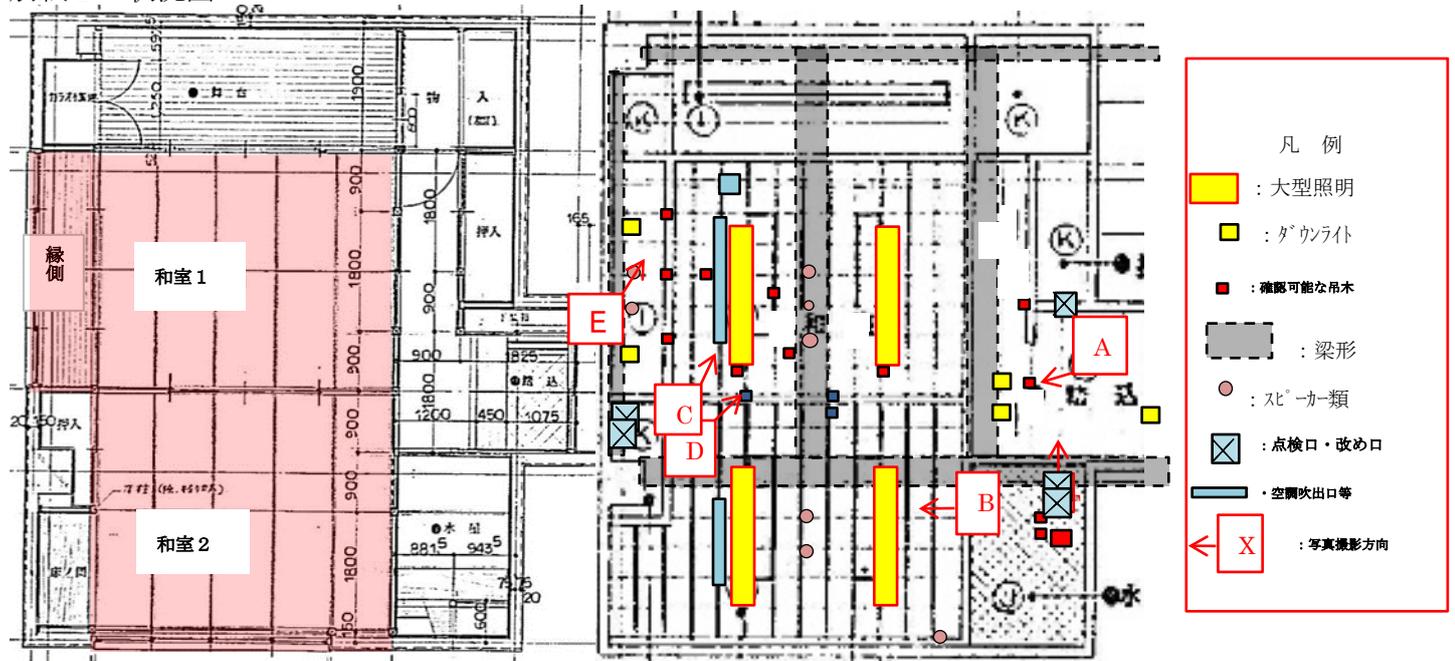
5 注意事項

- (1) 施設利用者、施設職員及び作業員の安全確保に十分注意を払うこと。
- (2) 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等の関連法規に基づき安全作業を行い、作業開始に際しては、施設長の許可を得ること。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、施設に損害を与えた場合は、受託者の負担において直ちに原状に復するものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、委託者及び施設長と十分に協議すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に関し疑義を生じたときは、委託者・受託者間で協議し決定する。

別紙1 状況図

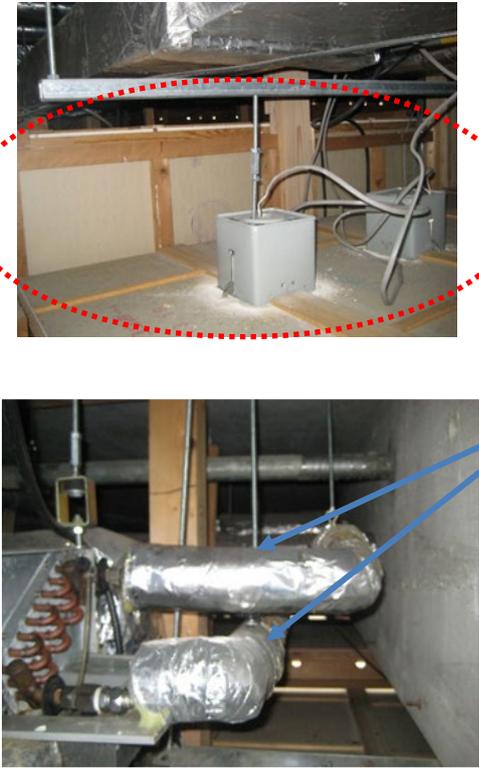


※この図以外にも空調機器、ダクト、配管類が縦横に走っている。

和室 平面図

和室 天井伏図

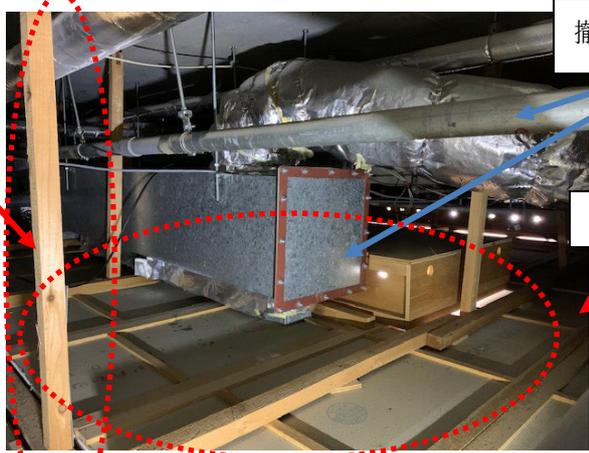
別紙2 写真資料

部位	写真	状況・施工依頼内容
和室の天井照明		<p><状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明の重さに天井が耐えられずに少しずつ下に落ちてきている ・目視でも天井が M 字にたわんできているのがわかる状況
<div data-bbox="129 1106 199 1182" style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">A</div> <div data-bbox="129 1464 199 1541" style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">B</div> <p>和室2の上部の天井懐</p>		<p><施工依頼内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真 A : 廊下ダウンライトや野縁などの撤去 ・写真 B : 空調配管は撤去不要。

和室 1 上部の天井懐

C

撤去



撤去不要

撤去

<施工依頼内容>
配管類は撤去不要。
吊り木、野縁受棧、野縁等の天井下地材は撤去する。

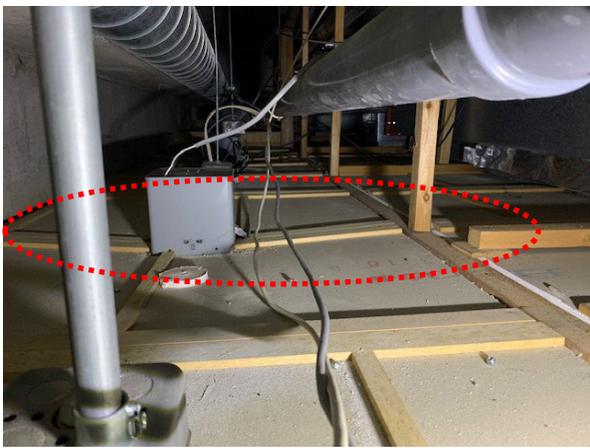
D



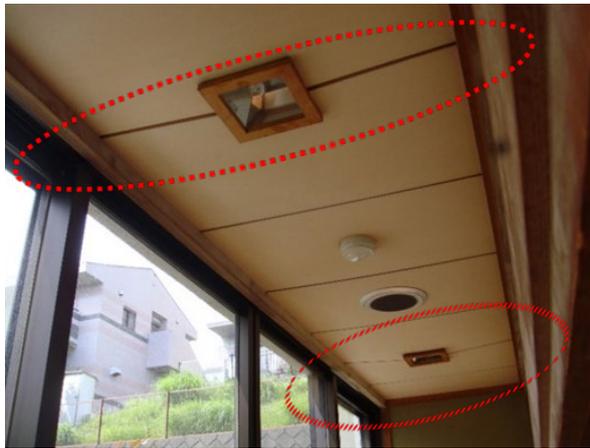
撤去

和室縁側部
上部の天井懐

E

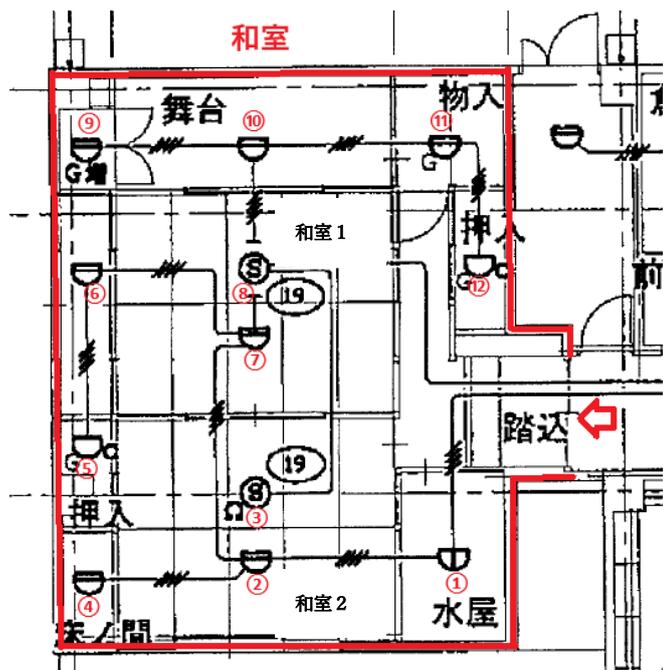


野縁（裏棧）が照明器具により分断されている部分について、添え板補強などを行い、照明器具による撓みを補修する。



別紙3 初音が丘地区センター 和室火災報知器について

■ 和室火災報知器



①



② ③



④



⑤



⑥



⑦ ⑧



⑨



⑩



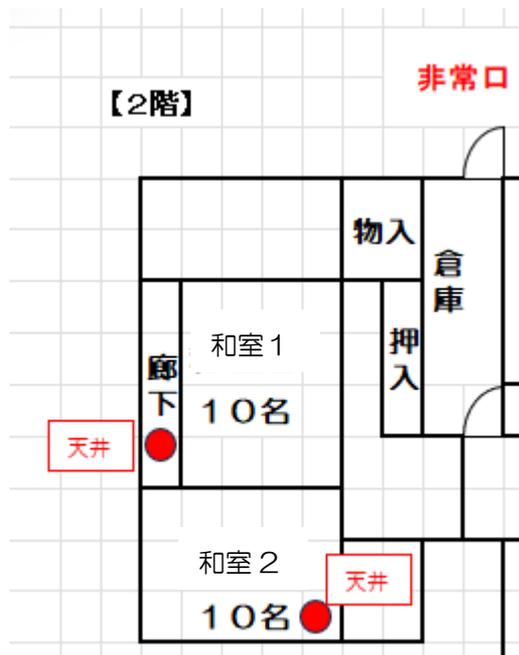
⑪



⑫

別紙4 初音が丘地区センター 和室機械警備設備について

■ 和室機械警備設備センサー



和室1横 廊下



和室2

